

和歌山縣報

號

外

明治四十五年七月二十二日

○濟生會記事

○濟和第一號

警 郡 分 稅 所
市 全 稅 所
町 村 稅 所
村 墓 稅 所

濟生會施療手續別紙ノ通相定ム

明治四十五年七月二十二日

濟生會施療手續

和歌山縣知事

川 村 竹 治

第一條 病傷者ニシテ醫療ヲ受クルノ資力ナキ者ニ對シ施療スル爲左ノ方法ヲ施行シ尙必要ノ箇所ニハ診療所ヲ設置ス

一通院施療

二入院施療

三往診施療

第二條 前條ニ依リ施療スヘキ者ハ左記各號ノ一ニ該當スル者ヲ云フ

一貧困ノ爲諸稅賦課ノ免除ヲ受ケ居ル者並其ノ家族

二恤救規則ニ依リ救助ヲ受ケ居ル者並其ノ家族

三醫療ヲ受ケルノ資力ナキ者

第三條 施療スヘキ病傷者ニハ市町村長ニ於テ治療券ヲ交付ス

治療券ハ第一號様式ニ依リ當廳ニ於テ調製シ各都市ニ之ヲ配付ス

郡長ハ町村ノ狀況ニ依リ施療病傷者數ノ見込ナ以テ豫メ町村ニ對シ施療期間ヲ豫定シテ治療券ヲ分配シ置クヘシ

第四條 警察官吏、市町村長ニ於テ施療ノ必要アル病傷者ヲ見聞シタルトキハ警察官吏ニ在リテハ左ノ事項ヲ調査シ市町村長ニ通報シ市町村長ニ在リテハ之ヲ警察官吏ニ移牒シテ其ノ調査ヲ求ムヘシ

一病傷者ノ本籍、住所、職業、氏名、生年月日

二病名並病傷ノ狀態

三生計ノ模様

四家族ノ職業並其ノ員數

第五條 市町村長ハ前條ニ依リ認知セシ病傷者ニ對シ尙左記事項ヲ調査シ警察官吏ト協議ノ上施療ノ必要アリト認メタルトキハ第一條ノ施療方法並治療期間ヲ決定シテ之ヲ明示スルト全時ニ治療券ヲ交付シ指定ノ病院又ハ醫院ニ就キ治療ヲ受ケシムヘシ但シ一施療期間ハ通院ハ二十日

以内入院ハ三十日以内トス

二第一條該當ノ有無

二治療方法ノ概要並療養ノ見込日數

三治療費等ノ見込額(通院、入院、往診、大手術、血清、使用其ノ他
特異治療ニ要スル各費額ヲ調査スルコト)

四扶養義務者ノ有無

五其ノ他参考トナルヘキ事項

前項第二號第三號ノ事項ニシテ判定シ難キトキハ便宜醫師ニ嘱托シテ其ノ検査ヲ求メ之ヲ決定
スヘシ

大手術、往診又ハ患者運搬若ハ血清使用其ノ他特異治療ノ爲特ニ費用ヲ要スルトキハ市長ハ知

事ニ町村長ハ郡長ノ指示ナ受ケテ之ヲ措置スヘシ

警察官吏ハ市町村長ト協議ノ上治療ノ要否ヲ決定シタルトキハ一面所屬署長ニ報告スヘシ患者

ノ轉歸其ノ他異動ヲ生シタルトキ亦全シ

第六條 警察官吏、市町村長ニ於テ救急ノ必要アル病傷者ヲ認メタルトキハ直ニ適當ナル施療ニ
着手スルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ事後第四條第五條ニ準シ更ニ相當ノ手續ヲナスヘシ

第七條 市町村長ハ施療病傷者ノ状態ト主治醫ノ都合ニ依リ便宜他ノ醫師ニ嘱托ヲ變更スルコト

ヲ得但シ此ノ場合ニ在リテハ治療券ノ記事欄ニ其ノ旨記入認印スヘシ

第八條 市町村長ニ於テ施療病傷者指定ノ期間内ニ治癒セサル場合ニハ警察官吏ト協議ノ上主治
醫ノ意見ヲ聞き治療ヲ繼續スルノ必要アリト認メタルトキハ町村長ハ郡長ニ報告スヘシ

都市長ニ於テ前項ニ依リ治療期間延長ノ必要アリト認メタルトキハ豫算ノ範圍内ニ於テ更ニ相

當期間ヲ定メ市長ハ直ニ治療券ヲ交付シ郡長ハ町村長ニ之ヲ指示シテ交付セシムヘシ

第九條 市町村長ハ施療中ノ病傷者ニシテ尙繼續施療ノ必要アリ若ハ新ニ施療ヲ要スヘキ病傷者ヲ發見セシ場合ニ施療費ニ殘餘ナキトキハ市長ハ直ニ町村長ハ郡長ノ指示ヲ受ケ便宜適當ノ措置ヲナスヘシ

前項ノ場合ニ在リテハ其ノ事實ヲ市長ハ直ニ町村長ハ郡長ヲ經テ知事ニ報告スヘシ

第十條 市町村長ハ入院施療病傷者ニシテ重症其ノ他ノ理由ニ依リ必要アルトキハ父母兄弟姊妹等ヲシテ附添看護ヲナサシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ附添看護人ニ關スル諸費ハ相當支辨ノ方法ヲ講スヘシ

第十一條 市町村長ハ施療ヲ受クル者ニシテ相當ノ資力ヲ有スルニ至ルカ又ハ扶養義務者ヲ發見シタルトキハ病院又ハ醫院ニ對シ治療ヲ休止セシムヘシ此ノ場合ニ入院施療患者ニシテ病傷ノ状態ニ依リ退院セシメ難キモノハ入院治療ヲ繼續シ其ノ費用ヲ支辨セシムヘシ

第十二條 施療ヲ受クル病傷者ニシテ本分ニ違背シ又ハ當該吏員若ハ主治醫ノ指示命令ニ從ハサルトキハ郡市長並町村長ニ於テ施療ヲ廢止スルコトヲ得

第十三條 入院施療中死亡シタルトキハ其ノ遺族ナシテ之ヲ引取ラシム若シ遺族ナキトキハ市町村長ニ於テ本條ノ手續ヲナスヘシ

第十四條 市町村長ハ病傷者ニ對スル治療券ノ使用期間滿了シ若ハ轉歸又ハ施療ヲ休止、廢止シタルトキハ其ノ治療券ヲ直ニ最終ノ主治醫ニ提出セシムヘシ但シ死亡シタルトキハ遺族其ノ他ノ關係者ヨリ其ノ手續ヲナサシムヘシ

第十五條 市町村長ハ病傷者ノ施療ニ着手シタルトキハ第二號表轉歸若ハ施療ヲ休止又ハ廢止シタ

ルトキハ第三號表ニ依リ十日以内ニ市長ハ直ニ町村長ハ郡長ヲ經テ知事ニ報告スヘシ
第十六條 市町村長ハ施療病傷者轉歸若ハ施療ヲ休止又ハ廢止シタルトキハ十日以内ニ主治醫若

ハ薬劑師等ヨリ施療ニ關スル費用請求書ヲ徵シ(治療券其ノ他)市長ハ直ニ町村長ハ郡長ヲ經テ
知事ニ進達スヘシ

第十七條 市町村長迄郡長ハ第二號第三號様式ニ準シ治療患者名簿ヲ調製レ置クヘシ

第十八條 市町村長ハ毎年三、六、九、十二月末現在患者ヲ調査シ第四號樣式ニ依リ翌月十日限

リ市長ハ直ニ町村長ハ郡長ヲ經テ知事ニ報告スヘシ

第十九條 診療所ニ關スル順序方法ハ別ニ之ヲ定ム

第一號樣式 (表面)

四寸六分

六

三

寸

NO.

恩賜財團濟生會治療券

取扱所	心		
交付	年	月	日
治療所			
受			
職業			
住			
所			
療			
氏名			
者			
年齢			
年			
月			
日生			

一、本券を上に書いてある醫院(又は病院)へ持て行くときは無料で醫師の治療を受くる
 二、これが出来る但し本券一枚の有効期限通院は二十日、入院は三十日以内とする
 三、醫院に行くことの出来ない患者は本券を差出して醫師の往診を頼ふことが出来る
 四、治療中は醫師の命令を嚴守らねばならぬ
 若し命令に従はざることは治療を止めらるゝことがあるべし
 五、轉歸又は本券の有効期限経過の際は本券を醫師に納付なさい但し尙引續き治療の必要あるときは新たに本券を貰ひ受けることが出来る

和歌山縣

(裏面)

數藥投

施術數

備考 本様式ハ治療券ナ患者受療ノ用ニ供スルノミナラス事後之ヲ統計材料及諸料金ノ計算材料

ニ使用スヘキ目的ヲ以テ作製シタルモノトス
本様式ハ入院及外來通院患者ノ治療ニ共通セシムヘキモノトス故ニ外來通院患者ノ治療ニノ
ニ使用スヘキモノニヘ裏面中不用ニ屬スル各欄ヲ省略スヘシ
表面中「取扱所」トハ市町村役場其他「治療所」トハ治療ヲ委嘱セシ病院、醫院、診察所等ヲ指稱
シタルモノ裏面中「施術數」トハ投薬以外患者ニ施シタル諸般ノ處置、手術等ノ名稱、度數ヲ掲
記スヘキモノトス

第二號様式

施療報告

(用紙美濃紙又ハ半紙形)以下全シ

明治 年 號

本籍

住 所(男女ノ別戸主トノ續柄職業)

氏

年 月 日 生

發病 年 月 日

施療券交付 年 月 日

診療着手 年 月 日

診療期間

病傷輕重ノ別並ニ症狀狀態

通院入院往診ノ別主治醫氏名

診療概要

療養場所

入院料、手術料及藥價等ノ見込

生計模様

資力ノ有無及財產ノ多寡

規程第二條該當事項

扶養義務者ノ住所氏名及財產ノ
多寡

患家々族ノ氏名年令並ニ職業

患家姻戚ノ重ナル者ノ住所氏名
及財產ノ多寡

備考

右報告文

年月日

知事宛

第三號様式

施療始末報告

明治

市郡第
年號

住 所

氏 名

市町村長名

其 他 必 要 事 項	費	用 <u>其手藥</u> ノ術	診療延日數	自 至	廢止 死全 治亡	負病 傷名
			年月	月月	月月	
			日日	日日	日日	

右報告六

年
月
日

七
時
序

備考 費用ノ欄ニハ通院、入院、往診ニ關スル費用ヲ格別ニ記載スルヲ要ス

第四號樣式

施療狀況報告

治療中ノ現患者（其ノ一）　月末現在

報告番號

病傷名		將來治療チ要スヘキ見込ノ者		(其ノ二)		月末調査
年月日	發病傷 病傷状 概況	輕重ノ別	人院治療必 要ノ有無	住 所	職 業	生計概況
						患者氏名
						生年月日

市町村長名

官廳舍							
官廳舍							
官廳舍							
官廳舍							
官廳舍							
官廳舍							
官廳舍							
官廳舍							

右報告ス

年月日

知事宛

○済和第二號

市町村長名
市町村役所
役分察役
郡警市町村役場

済生會診療所設置内規別紙ノ通相定ム
明治四十五年七月二十二日

和歌山縣知事 川村竹治

診療所設置内規

第一條 診療所ノ設備並管理ハ特別ノ事情アルモノヲ除クノ外縣ニ於テ之ヲ行フ

第二條 診療所ハ左ノ人員ヲ以テ組織ス

一 医師 但シ和歌山市ニ在リテハ當分市醫師會員及官公衛奉職ノ醫師中ヨリ一名宛交番出務ス

二 藥劑師

藥劑師會員中ヨリ一名宛交番出務ス

三 看護婦

看護婦會員其ノ他ノ看護婦中ヨリ一名宛交番出務ス

四 事務員 一 名

五 小使 一 名

醫師、藥劑師、看護婦ハ無報酬トシ事務員、小使ニハ相當手當ヲ給ス

第三條 診療所ニハ簡易ナル診療器具調製局ノ設備シ巡回携行スヘシ

第四條 診療所ニハ處方録ノ外患者名簿ヲ調製シ患者ノ住所、身分、職業、氏名、生年月日生計ノ状態、病名、施療ノ概要其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ

第五條 救急ノ必要アル病傷者ニ對シテハ應急手當ヲ爲シタル後第三條第四條ノ手續ニ依リ爾後ノ治療ヲ爲スヘシ

第六條 警察官署長、郡長、市町村長ヨリ往診患者ノ通告アルトキハ當番醫師ヲシテ便宜往診セシムヘシ

第七條 診療所ノ施療事務ヲ終ル毎ニ其ノ期間ニ於ケル患者ノ數、治療方法ノ大別、施療費用ノ見込額ヲ知事ニ報告スヘシ

第八條 薬品、器具ノ購入補充ニ要スヘキ費用ハ毎月豫算ヲ提出シテ知事ノ承認ナ受クヘシ

○済和第三號

和歌山警察署

和歌山市役所

和歌山市醫師會
縣藥劑師會

和歌山市内診療所診療手續別紙ノ通相定ム

明治四十五年七月二十二日

和歌山縣知事 川村竹治

市内診療所診療手續

第一條 和歌山市ニ於テ醫療ヲ受クル資力ナキ病傷者ニ對シ施療スル爲市内適當ノ箇所ニ診療所ヲ設ケ巡回施療ス

第二條 市内ヲ數分シテ診療所ヲ開設シ其ノ施療區域ヲ定ム

第三條 一診療所ノ區域内ニ於ケル病傷者ノ診療ヲ終リタル後次ノ診療所ヲ開始ス但シ他ノ診療

區域内ノ者ト雖急ヲ要スル病傷者ハ其ノ開設セル診療所ニ於テ施療ヲ受クルコトヲ得

第四條 診療所ニテ施療ヲ請ハントスル者ハ豫メ警察官吏若ハ市吏員ノ證明ヲ受クヘシ
但シ急ヲ要スル病傷者ハ此限ニ在ラス

第五條 重症ノ病傷者ニシテ診療所ニ來ル能ハサル者ニ對シテハ往診施療ナナス

第六條 診療所ニ於ケル治療ハ單ニ應急ノ所直ニ止メ爾後引續キ治療ナ要スル者ニ對シテハ治療

券ナ以テ指定ノ病院、醫院へ通院或ハ入院施療ヲ爲スモノトス

第七條 診療所ハ當分ノ内左ノ三箇所ニ設ケ順次隔日午後一時ヨリ五時迄開所ス但シ診療ノ便否

ニ依リ開所ノ日時場所ヲ變更スルコトアルヘシ

一、七曲附近 二、一里山附近 三、宇治附近

第八條 各診療所ノ位置及開始日時ハ其ノ都度之ヲ公示ス

(明治四十五年七月二十一日印刷
七月三日大日九日十一日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日發行)

和歌山縣知事官房

印刷 和歌山市北休賀町六番地
和歌山市北休賀町六番地
印刷所